

平成23年度における温室効果ガス等の排出の削減に 配慮した契約の締結実績の概要

平成24年7月2日
大学共同利用機関法人
高エネルギー加速器研究機構

国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号。以下「環境配慮契約法」という。）第8条第1項の規定に基づき、平成23年度における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の締結実績の概要を取りまとめたので、公表する。

1. 平成23年度の経緯

環境配慮契約法及び国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針（平成22年2月5日閣議決定。以下「基本方針」という。）に基づき、可能なものから温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約（以下「環境配慮契約」という。）の締結に努めた。

2. 環境配慮契約の締結状況

基本方針で環境配慮契約の具体的な方法が定められている電気の調達、自動車の購入及び賃貸借、船舶の調達、省エネルギー改修事業（ESCO事業）及び建築物の建築又は大規模な改修に係る設計業務のうち、当機構で使用する電気の調達に関して、以下のとおり環境配慮契約がなされた。

需給期間	平成23年4月1日～平成24年3月31日
契約電力	24,360kW
予定使用電力量	106,399,832kWh
契約方式	随意契約（電力使用量及び契約電力が大きいため、電気供給の可否について市場調査を行った結果、供給可能な事業者は1社であったため。）
契約事業者	東京電力(株)

自動車の購入及び賃貸借に係る契約では、購入価格及び環境性能（燃費）を総合的に評価し、その結果が最も優れた者と契約を締結する総合評価落札方式による入札を実施した。（1台購入・4台賃貸借）

また、建築物の建築又は設計業務の環境配慮契約が締結された。

なお、船舶の調達、省エネルギー改修事業（ESCO事業）の環境配慮契約については該当がなかった。

3. その他の環境配慮契約に係る事項

- 当機構における環境配慮契約の推進は、「グリーン調達推進体制」をもって推進し、かつ、機構内に設置された「環境・地球温暖化対策推進会議」を活用することとしている。
- 環境配慮契約法及び基本方針に基づき、温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約を推進するよう、関係部署に対して周知を図った。